

令和2年度 第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会 会議録

開催日時	令和2年7月31日（金） 午後1時30分～午後2時30分
開催場所	東部公民館 大教室
内 容	1 開会あいさつ 2 委員の紹介 3 懇話会の趣旨について 4 会長及び副会長の選任について 5 田辺市における人権尊重条例（案）について 6 条例（案）検討小委員会について 7 その他 8 閉会あいさつ
出席委員	大平委員、和田委員、九鬼委員、芝本委員、久保委員、後藤委員、中村委員、宍塚委員、 室谷委員、白川委員、横矢委員、平谷委員、坂井委員、山本委員、須本委員、田中委員、 初山委員、畑谷委員、石垣委員、朝井委員 計 20 人
欠席委員	橘委員、家根谷委員、多屋委員、古久保委員、廣岡委員、小山委員、植委員、荒原委員、 計 8 人
事務局	早田企画部長、人権推進課 堀口課長、前嶋係長、坂本主査
傍 聴	なし

（事務局 人権推進課）

只今から、令和2年度、第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催いたします。

本日の懇話会の開催にあたりましては、新型コロナウイルスの感染予防として、検温、消毒、マスクの着用をお願いするなど、皆様には何かとご不便をおかけしますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

フェイスシールドにつきましては、着用は強制ではございませんが、使用した場合にはお帰りの際、お配りしているウェットティッシュにて消毒のうえ、お持ち帰りいただけますようお願いいたします。

また、本懇話会は、一般公開となっており、後日、田辺市のホームページにも掲載されます。

併せて、内部の記録用に会議中の写真を数枚撮影させていただくことをはじめにご報告させていただきます。

会議の終了時間につきましては、3時頃を予定しておりますが、感染予防対策としまして、会議時間の短縮が出来ればと思いますので、ご協力をお願いいたします。

1 開会あいさつ

（木村副市長）

皆様こんにちは。副市長の木村でございます。

田辺市人権教育啓発推進懇話会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より市政の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、この度は、田辺市人権教育啓発推進懇話会委員をお引き受けいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、田辺市では、皆様の多大なお力添えのもと、平成31年3月に「田辺市人権施策基本方針（改定版）」を策定し、人権の尊重を基本とした総合的な施策を推進しています。そして昨年度には、当懇話会から市長に、基本方針に基づく人権課題全般を包括した条例の制定についてご提案をいただきました。

田辺市総合計画の基本理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を目指していくためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、身の回りにある様々な人権問題について正しく理解していただくことが重要となりますが、人権侵害のリスクというのは意外と身近なところにあると、最近感じております。

この度、コロナウイルス感染拡大の中で感染者に対して心ない言葉が浴びせられたり、さらにはこの状況を最前線で支えていただいている医療関係者等のみなさんが、不当な対応を受けたりすることは、あってはならない事です。

もちろん、感染の不安の大きさは理解できますが、その不安に負けずに逆にそれらを包み込むような市民風土を醸成していければと思うばかりです。

すべての人の人権が守られ、平等で差別のない社会を次世代へつなぐため、委員の皆様におかれましては、引き続き貴重なご意見、ご提案をいただきながら、田辺市にふさわしい人権尊重条例の制定にお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、当懇話会が実り多きものとなりますよう祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（木村副市長は、他の公務のためここで退席）

2 委員の紹介

会議の時間短縮のため、新任委員のみ紹介。

3 懇話会の趣旨について

（事務局 人権推進課）

本懇話会は、田辺市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため設置されたもので、設置要綱の第2条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めています。

昨年度は、本市の各部署における人権施策の取組状況についてご審議をいただくとともに、『田辺市人権施策基本方針（改定版）』の内容をよりわかりやすく、市民の皆様にお伝えするための概要版作成において、皆様方から貴重なご意見やご提言をいただきました。

おかげさまで、本当にすばらしい冊子ができましたことを心から感謝申し上げます。

また、人権尊重条例の制定の必要性についても、本懇話会による全会一致のご承認を受け、芝本会長・朝井副会長より、審議結果を市長にご報告をいただいたところです。

近年、社会情勢の変化に伴い、人権に関する問題はより複雑化、多様化しており、その対応が求められていますが、誰一人として差別や暴力を受けることなく、誰もがすみよいまちづくりを進めていくため、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

4 会長及び副会長の選任について

設置要綱第5条により委員の互選ということになっているが、委員より「事務局一任」の声がある。

田辺市人権擁護連盟理事長で本懇話会の前会長である芝本委員を会長として、学識経験者の朝井委員を副会長として提案、拍手にて承認をいただく。

芝本会長、朝井副会長による挨拶後、設置要綱第6条により芝本会長が議事進行を執り行う。

5 田辺市における人権尊重条例について

（議長）

田辺市にはこれまで人権条例がございませんでしたが、私たち市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた「基本方針改定版」が出来上がりました。

こうした中で人権に対する機運の高まりを肌で感じ、今こそ人権条例をと、本懇話会において提案したものです。昨年度は、人権条例の必要性や目的、意義を明確にするとともに、人権条例は、人権課題全般を包括した理念条例とすることをご承認いただき、その結果を、朝井副会長とともに真砂市長へ提案させていただきました。今年度も、行政の皆様と協働し、田辺市にふさわしい条例の制定をめざし、私たち市民の声をあげていきたいと思ひます。

それでは、条例案について、事務局の方から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

「田辺市における人権尊重条例（案）」は、事務局案に、庁内の田辺市人権施策推進本部の意見を加えたうえ、ご提案させていただいております。

資料「各市町の条例アウトライン」「県内の条例アウトライン」の左端に田辺市の条例（案）のアウトラインがあり、各市町のアウトラインがあります。

田辺市の条例（案）も理念条例となりますので他市と同様、前文から始まるアウトラインでご提案しています。

また、別紙に他市の人権尊重条例もございますが、これは既に条文化されたものでございます。

田辺市の条例もこのような条文化した形にしてくわけですが、今回の懇話会では、冒頭の留意事項にありますとおり「現時点では条文化したもの」ではなく、条例をどういったアウトラインにし、どういった内容や思いを盛り込んで、田辺市にふさわしい条例としていくか、このあたりのご意見をお聞きかせいただきたく思ひます。

なお、別添に人権尊重条例意見書として、用紙を配布しておりますので、本懇話会後に、加えて意見等がございましたら、この意見書に、ご記入いただき提出いただくか、人権推進課へお電話でご意見いただければと思ひます。

お忙しい中大変恐縮ですが締め切りは、8月7日（金）としていただきますのでよろしくお願ひします。

みなさまからいただいたご意見は、この後、小委員会に委ね検討させていただきたいと思ひます。

留意事項

（「田辺市における人権尊重条例（案）」留意事項 参照）

条例作成において、留めておく事項を列記しています。

名称

（「田辺市における人権尊重条例（案）」名称 参照）

名称については、3案をあげておりますが、その他に田辺市の特色を生かした、田辺市にふさわしい名称などあればご意見いただければと思います。

前文

条例は、条文化すれば、どうしても決まった言い回しになり、少し味気ない感じがしますが、先ほどの高知市の条例や、各市町の条例のように、前文でそれぞれの特色や思いを入れています。

田辺市でも、前文に田辺市らしさや、思いを入れていきたいと考えています。

（「田辺市における人権尊重条例（案）」段落及び段落の構成文 参照）

まず、段落の構成文としては、田辺市の取組や国内の動向も入れていくのですが、特に2ページの4行目からの内容を重点的に、前文を構成していきたいと考えています。

第1章 総則

（「田辺市における人権尊重条例（案）」目的 参照）

条例の目的を示しています。

（「田辺市における人権尊重条例（案）」定義 参照）

定義として、条例の中に「用語の概念」を定めていきます。

条例名称を案3とした場合は、人権文化とは何を意味するのか、この定義付けが必要となってきます。

3ページの【説明】ですが、条例として制定する際は、このような説明を入れることはできませんが、条例とは別に、補足説明として、こういった形で説明を入れたものを作成し、市民にわかりやすく、親しみやすいようにしたいと考えています。ここでは、目的と、定義について、説明しています。

4ページの市民の定義付けについてですが、近年、県内外だけでなく、多くの外国の方が田辺市を訪れています。このような方々も含めて条例では、市民と位置付けて行きます。すべての人を受け入れる、熊野の寛容さがここに定義されています。

併せて、事業者についても定義付けます。

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

（「田辺市における人権尊重条例（案）」基本理念 参照）

田辺市総合計画の基本理念、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念として条例に明示していきたいと考えています。

（「田辺市における人権尊重条例（案）」市の責務 参照）

（「田辺市における人権尊重条例（案）」市民の権利と役割 参照）

（「田辺市における人権尊重条例（案）」事業者の役割 参照）

（「田辺市における人権尊重条例（案）」田辺市人権施策基本方針に基づく人権施策の推進 参照）

ここでは、田辺市人権施策基本方針に基づいた施策の推進と、田辺市人権教育啓発推進懇話会のご意見を聴きながら施策を推進していくことを条例に示していきます。

（「田辺市における人権尊重条例（案）」推進環境の充実 参照）

（「田辺市における人権尊重条例（案）」人権教育及び啓発の推進 参照）

（「田辺市における人権尊重条例（案）」相談及び支援事業の推進 参照）

（「田辺市における人権尊重条例（案）」分野別の人権課題に対する施策の推進 参照）

第3章 雑則

（「田辺市における人権尊重条例（案）」委任 参照）

第3章につきましては、「委任」の部分であり、条例の中には定形的に明示されているものであります。

（議長）

ありがとうございました。

ただいまの議題については、はじめに事務局からも説明がありましたが、会議時間の短縮を図るために、後日意見書の人権推進課に郵送していただきたいと思います。

もし、今この場でお聞きになりたいことがございましたら発言をしていただいても結構ですが、皆様方から、何かございませんか。

（質問や意見は特になし）

（議長）

特になければ、次の議題に移らせていただきます。

6 条例（案）検討小委員会について

本懇話会は、今年度は2回開催する予定だが、人権尊重条例の制定を具体的に進めていくことを検討する上で、昨年度と同様に小委員会設置の提案をする。

小委員会の選出について、委員より「事務局一任」の声があり、事務局から本懇話会会長の芝本委員、副会長の朝井委員、田辺市議会から選出の橘委員、田辺市人権擁護連盟から選出の中村委員、田辺人権擁護委員協議会から選出の平谷委員、学識経験者の石垣委員、以上6名の皆様を小委員として推薦させていただき、拍手にて承認をいただく。

（事務局 人権推進課）

今後のスケジュールについてですが、8月中に第1回小委員会を、10月中に第2回小委員会と第2回懇話会を開催する予定となっております。

昨年度に引き続き、小委員会委員の皆様には大変なご負担をかけることもあるかと思いますが、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

（議長）

只今、補足説明がございましたが、皆様方から、この件に関することでご意見を伺いたいのですが、何かございませんか。

特になければ、最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。

7 その他

（企画部長）

新型コロナウイルスの感染症防止対策のため、皆様には大変なご不便やご迷惑をおかけしております。こうした中、第1回目の懇話会を無事に終えることができ御礼を申し上げます。

本懇話会におけるご意見を整理いたしまして、庁内の推進本部とも調整を図り、また小委員会の皆様とも協議をし、人権条例の条文化を進めてまいりたいと考えています。

引き続き、委員の皆様の協力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

（議長）

ありがとうございます。その他に皆様から何かございますか。なければ、以上で本日の議事は全て終了しましたので、議長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

8 閉会あいさつ

（副会長）

皆様、本日は沢山の方にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本日は条例の基本的なお話をお伝えするという内容で、みなさまにとっては受け身な形となつてしまい大変恐縮でしたが、今日の会議の内容をみなさまにご理解いただければと思います。

また、色々なご意見を頂戴いたしまして、よりよいものを作りあげていくため、先ほども事務局から説明ありましたように、意見書にご意見をいただくか、人権推進課のほうへ直接お電話いただければと思います。

そして、その意見を小委員会で集約し、最終的には懇話会の皆様にお示しするというかたちで進めてまいりたいと思います。

酷暑の折、どうか皆様これからも、お身体を大切にして頑張ってくださいと思います。

本日は誠にありがとうございました。